

政策広報
関東地方整備局
第237号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】」の変更について
2. 令和8年度関東地方整備局関係予算が配分されました
～公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行を推進します。～
3. i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を改訂
～工事における先進的施工の取り組みにおける評価対象技術を拡大します～
4. 令和8年度 第1回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会の開催
～9ダム合計貯水量は増加傾向にありますが、引き続き慎重な水運用を行って参ります～
5. 令和8年度 第1回荒川水系渇水調整協議会の開催
～荒川4ダムの貯水量は過去最少の水準で推移しています～
6. 「営繕工事書類スリム化ガイド」を作成しました
～営繕工事における工事関係図書等に関する更なる効率化に向けて～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 猛暑で変わる水辺利用「夏の川」から「春・秋の川」へ
～河川水辺の国勢調査34年の分析から～
2. 街路樹点検の実施促進に向けた新たなガイドラインを策定
～優先順位に基づく定期巡回と新技術活用を推進～
3. 令和7年の土砂災害発生件数を公表
～令和7年は多様な現象の影響による土砂災害が発生～
4. 「水道事業における分散型システムの導入手引き」を公表します
～集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置にむけて～
5. 地方公共団体発注工事における測量、設計等の業務に関するダンピング対策の「見える化」
～地方公共団体におけるダンピング対策の取組を推進～
6. 令和7年度の流域治水の取組の進展について
～令和8年度からの流域治水のさらなる加速化・深化に向けて～
7. 9地区の先進的なスマートシティプロジェクトの支援を決定
～令和8年度スマートシティ実装化支援事業の選定～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】」の変更について

河川部
下館河川事務所
鬼怒川ダム統合管理事務所

令和8年3月30日、気候変動による影響を踏まえ、「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】」を変更しましたので、お知らせいたします。

変更した「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】」は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

◆関東地方整備局ホームページ

- 河川 → 社会資本整備
- 河川整備基本方針、整備計画
- 利根川水系河川整備計画
- 利根川水系鬼怒川・小貝川河川整備計画
- 利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（令和8年3月変更）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03247.pdf

2. 令和8年度関東地方整備局関係予算が配分されました ～公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行を推進します。～

国土交通省関東地方整備局

令和8年度関東地方整備局関係予算として、17,082億円が配分されました。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03250.pdf

3. i-Construction2.0活用工事成績評価要領を改訂 ～工事における先進的施工の取り組みにおける評価対象技術を拡大します～

企画部

i-Construction2.0における「施工のオートメーション化」のさらなる普及促進を目的として、関東地方整備局発注工事における、評価対象技術を拡大します。事前に評価対象技術の使用予定を報告し、実際に活用した場合には、工事成績評定時に評価します。

1. 評価対象技術（令和7年度より継続） i-Construction2.0における「遠隔施工・自動施工」「ICT施工 StageⅡ」
2. 評価対象技術（令和8年度より新規追加） i-Construction2.0における「省人化建設機械（チルトロータ）」

3. 評価措置の内容 上記1. 2. の対象技術を実施した場合、工事成績評定時に評価措置を行う。
4. 評価対象工事 令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。
5. 評価措置概要 令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。
6. 補足事項 令和8年度 i-Construction2.0 活用工事成績評価要領を参照願います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03270.pdf

4. 令和8年度 第1回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会の開催 ～9ダム合計貯水量は増加傾向にあります、引き続き慎重な水運用を行って参ります～

利根川水系渇水対策連絡協議会
(事務局：国土交通省関東地方整備局)

令和8年度 第1回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会を開催します。利根川水系では、毎年春季に同幹事会を開催し、利根川上流ダム群の現状と今後の見通しについて報告等を行っています。現在、融雪の進行等により、9ダム合計の貯水量は増加している状況ですが、既に消雪した地点もあるなど、平年よりも早いペースで融雪が進んでいる状況です。利根川上流9ダムのうち蕨原ダムがすでに満水となりました。本年度も引き続き、渇水に関する情報発信を行ってまいります。

1. 日時 令和8年4月22日（水） 10：00～
2. 場所 Web会議
3. 構成 国土交通省関東地方整備局、経済産業省関東経済産業局、農林水産省関東農政局、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、独立行政法人水資源機構
4. 目的 利根川水系の渇水時における円滑な水需要の調整を図るため
5. 報道関係の皆様へ
 - 報道関係者に限り会議の冒頭挨拶まで Web による傍聴が可能です。なお、回線の都合上、接続は1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。
 - 傍聴をご希望の方は、4月20日（月）12時までに、以下によりメールにてお申し込みください。
件名：【傍聴希望】「令和8年度 利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会」
本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話、メールアドレス）
送付先：以下のメールアドレス
 - 会議後、質問を受けることが可能です。ご希望の方は傍聴希望のメール送信の際に合わせて記載をお願いします。
 - 会議の開催結果は後日発表します。

※本幹事会は、令和8年度 第1回荒川水系渇水調整協議会（春季定例会）と同時開催をします。）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03274.pdf

5. 令和8年度 第1回荒川水系渇水調整協議会の開催 ～荒川4ダムの貯水量は過去最少の水準で推移しています～

荒川水系渇水調整協議会

(事務局：国土交通省関東地方整備局)

令和8年度 第1回荒川水系渇水調整協議会を開催します。荒川水系では、毎年春季に同協議会を開催し、荒川4ダムの現状と今後の見通しについて報告等を行っています。現在、荒川4ダムの貯水量は滝沢ダムの管理開始以降最小の水準で推移しており、引き続き関係者と連携してきめ細やかな運用を行うこととしています。本年度も引き続き、渇水に関する情報発信を行ってまいります。

1. 日時 令和8年4月22日（水） 10：00～
2. 場所 Web会議
3. 構成 国土交通省関東地方整備局、農林水産省関東農政局、東京都、埼玉県、独立行政法人水資源機構
4. 目的 荒川水系の渇水時における円滑な水需要の調整を図るため
5. 報道関係の皆様へ
 - 報道関係者に限り会議の冒頭挨拶まで Web による傍聴が可能です。なお、回線の都合上、接続は1人・1社（団体）につき1回線とさせていただきます。
 - 傍聴をご希望の方は、4月20日（月）12時までに、以下によりメールにてお申し込みください。
件名：【傍聴希望】「令和8年度 荒川水系渇水調整協議会」
本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話、メールアドレス）
送付先：以下のメールアドレス
 - 会議後、質問を受けることが可能です。ご希望の方は傍聴希望のメール送信の際に合わせて記載をお願いします。
 - 会議の開催結果は後日発表します。

※本協議会は、令和8年度 第1回利根川水系渇水対策連絡協議会幹事会（春季定例会）と同時開催をします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03275.pdf

6. 「営繕工事書類スリム化ガイド」を作成しました ～営繕工事における工事関係図書等に関する更なる効率化に向けて～

営繕部

国が発注する営繕工事における工事書類作成の効率化については、建設業団体の意見を伺い、工事書類の明確化、削減に取り組んでいます。営繕工事における工事書類等の作成にあたり、簡素化が可能な工事書類のポイントを示し、現場技術者の負担軽減を図るための具体的な取り組みを紹介するパンフレットを作成しました。

営繕工事においては、発注者が受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書を明確化することにより、発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図っています。また、受注者の提案により、情報通信技術を利用した業務の効率化が見込める事項についても効率化が可能としており、受発注者双方の単純作業を減らして業務の効率化を図っています。本パンフレットは、工事書類等の作成にあたり、簡素化が可能な具体

的な工事書類のポイントを示し、特に現場技術者の負担軽減を図るための具体的な取組を紹介するパンフレットとなっています。

※「営繕工事書類スリム化ガイド」は関東地方整備局ホームページに掲載します。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03277.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 猛暑で変わる水辺利用「夏の川」から「春・秋の川」へ ～河川水辺の国勢調査34年の分析から～

「河川水辺の国勢調査」（河川空間利用実態調査・ダム湖利用実態調査）の最新結果（令和6年度）を、これまでのデータとあわせて分析したところ、水辺利用の季節に変化が生じていることが明らかになりました。

河川では、休日の利用者の季節割合が春31%、秋29%、夏23%となり、春・秋が夏を上回りました。近年の猛暑の影響が考えられます。

一方で、河川やダム湖は散策やスポーツなどの日常的な活動の場として安定的に利用されており、身近なオープンスペースとして重要な役割を担っていることも確認されました。

- 国土交通省では、河川空間の整備と保全を適切に推進するため、平成3年度から「河川水辺の国勢調査」（河川空間利用実態調査・ダム湖利用実態調査）を実施しています。
本調査は、全国一級水系の国管理区間の河川、及び国・水資源機構管理のダムを対象としており、現在は5年ごとに調査を実施しています。
- これまでの調査結果から水辺利用の変化傾向を分析し、特徴をとりまとめました。
- 分析結果の詳細については別紙をご参照ください。
- 今後も経年的な分析を行い、魅力ある河川空間の整備と保全に活かしてまいります。
* 令和6年度の調査結果の概要については、河川環境データベースをご覧ください。
【河川版】<https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/kuukan/index.htm>
【ダム版】<https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokudam/KekkaPDF.htm>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000291.html

2. 街路樹点検の実施促進に向けた新たなガイドラインを策定 ～優先順位に基づく定期巡回と新技術活用を推進～

これから街路樹の定期巡回（徒歩等による近接目視）に着手する道路管理者に向けて、街路樹の点検・診断を効率的かつ重点的に進めるための考え方を整理しました。

特に、限られた体制でも実効性ある点検が実施できるよう、定期巡回の優先順位の考え方を明確化するとともに、新技術の活用の方角性を示しています。

今後、本指針を広く周知し、街路樹点検の実施促進と倒木・落枝等による事故防止につなげてまいります。

- 国土交通省の調査では、街路樹の倒木は年間平均で約5,200本発生しており、倒木等に起因する事故も年間約200件確認されています。一方、道路管理者による街路樹の点検状況を見ると、遠望目視による「通常巡回」は概ね実施されているものの、近接目視を原則とする「定期巡回」は約6割の管理者で未実施となっています。
- このため、昨年9月に有識者検討会を設置し、街路樹点検の実施促進に向けて議論を重ねてきました。このたび、その検討結果を踏まえ、ガイドラインを取りまとめ、公表します。

- 本ガイドラインでは、定期巡回が未実施の道路管理者でも可能な範囲から着手できるように、定期巡回実施の優先順位を示しています。具体的には、再発防止の観点から過去に倒木等の事故が発生した同路線・同樹種の街路樹や、子どもの安全・安心確保の観点から通学路にある街路樹等については、概ね年1回の定期巡回を基本としています。
- また、点検の効率化や従来の点検の補助手段として、新技術の導入や検証が進められています。国土交通省としても、これらの新技術の活用を支援し、効果的かつ効果的な点検の実施を後押しします。
- 今後、本ガイドラインを全国の道路管理者に周知し、街路樹点検の実施促進と倒木・落枝等の事故防止につなげてまいります。

本ガイドライン及び検討の経緯は、以下の国土交通省ホームページにて公表しています。

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/gairoju/index.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002080.html

3. 令和7年の土砂災害発生件数を公表 ～令和7年は多様な現象の影響による土砂災害が発生～

令和7年は、37の都道県で578件の土砂災害※が発生しました。

梅雨期の少雨傾向が影響し、集計開始以降（S57～R6）の平均発生件数（1,116件）を下回る水準でしたが、8月6日からの大雨による被害のほか、火山噴火や林野火災後の荒廃流域からの土砂流出による被害など、多様な現象の影響による土砂災害が発生しました。

※ 土石流等、地すべり、がけ崩れ。ただし火砕流は除く。

- 令和7年は、37都道県で578件の土砂災害が発生し、死者2名、人家被害241戸の被害が生じました。
- 発生件数としては、梅雨期の少雨傾向が影響し、統計開始以降（S57～R6）の平均発生件数（1,116件）を下回る水準でしたが、8月6日からの大雨による被害のほか、火山噴火や林野火災後の荒廃流域からの土砂流出による被害など、多様な現象の影響による土砂災害が発生しました。
- 6月に7年ぶりに噴火した霧島山（新燃岳）では、噴火後の7月10日に、鹿児島県霧島市の霧島川で土砂災害（1件）が発生しました。火山噴火後の荒廃流域から、同年に土砂流出による被害が確認された事象としては平成12年の東京都三宅村以来です。
- また、3月に昭和39年以降最大規模の林野火災が発生した岩手県大船渡市では、11月1日の大雨で土砂災害（1件）が発生しました。林野火災後の荒廃流域から、同年に土砂流出による被害が確認された事象としては平成5年の高知県香美郡物部村（現香美市物部町）以来です。
- 令和7年の土砂災害に関する詳細情報は、国土交通省HPをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/r7doshasaitop.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000164.html

4. 「水道事業における分散型システムの導入手引き」を公表します ～集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置にむけて～

水道事業における集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置を進めるため、水道事業者が水道事業として分散型システムの導入を検討する際に活用できる手引きを作成しましたので公表します。

近年、水道事業を取り巻く環境は、人口減少による収入減少、自然災害の激甚化など厳しさを増している中で、強靱で持続可能な水道を実現するため「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」を進めることが重要となっています。

国土交通省では、令和8年1月に有識者、事業主体である地方公共団体等からなる『「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会』（座長：伊藤 禎彦 京都大学大学院工学研究科教授）を設立し、水道事業における分散型システムの導入手法について、これまで3回の検討会を開催し、議論を進めてきました。

今般、当該委員会での議論を踏まえ、水道事業者が水道事業として分散型システムの導入（水道施設の分散化）を検討する際に活用できる手引きを「水道事業における分散型システムの導入手引き」としてとりまとめましたので公表します。

【添付資料】

（別添）水道事業における分散型システムの導入手引き（概要版）

マニュアルの本文は以下の URL で公表しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00098.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000727.html

5. 地方公共団体発注工事における測量、設計等の業務に関するダンピング対策の「見える化」 ～地方公共団体におけるダンピング対策の取組を推進～

他の団体の取組状況も参考にしながらダンピング対策における必要な措置を講じることができるよう、市区町村の発注工事における測量、設計等の業務に関するダンピング対策の取組状況を「見える化」※して公表します。

これを踏まえ、取組が遅れている市区町村に対しては、個別の働きかけを実施します。

※「見える化」とは、地図上で各地方公共団体の取組状況をその進捗の度合いに応じて色分けして表示することです。

1. 背景

公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で非常に重要な役割を担っており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、広く法律の対象として位置づけられています。

同法第24条に基づき、発注者共通の指針として定められている「発注関係事務の運用に関する指針」では、ダンピング受注を防止するための取組を行うこととされています。

ダンピング受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、業務の品質確保に支障を来すおそれがあると同時に、担い手の育成及び確保に必要な適正な利潤を確保することが困難になる等の問題があることから、これを防止する必要があります。

2. 概要

各市区町村のダンピング対策の取組状況について、「令和7年度公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく工事に関する業務の発注関係事務の実施状況に関する実態調査」の結果をとりまとめ、以下の項目を「見える化」して公表します。

ダンピング対策が不適切な地方公共団体に対しては、今後、指導助言を実施し、改善を促してまいります。

◆各市区町村の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入状況

※制度の導入状況は令和7年6月1日時点

※公表資料等は、下記国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_0001_00026.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00341.html

6. 令和7年度の流域治水の取組の進展について ～令和8年度からの流域治水のさらなる加速化・深化に向けて～

令和7年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。特にプロジェクトの取組にも位置づけられている洪水浸水想定区域については、一級・二級のすべての河川において令和7年度末までに作成・公表が完了しました。引き続き、令和8年度からの予算制度の拡充等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

○ 流域治水プロジェクトの取組の進展

- 流域治水プロジェクトの指標として見える化した7つの代表的な取組内容を整理しました（速報値）。【別添1】
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、令和3年の水防法改正により作成・公表対象を浸水範囲に住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川に拡大した洪水浸水想定区域について、目標である令和7年度末までに全ての河川（20,819河川）で作成・公表が完了しました。

○ 流域治水に係る予算制度の拡充

- 令和8年度より、流域における貯留や土地利用の工夫等の対策、住宅市街地における水害対策を推進するため、河川、まちづくりの分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充・創設します。【別添2、3】

○ 特定都市河川の取組の推進

- 令和7年度は、淀川水系、富士川水系、中川水系、馬淵川水系、筑後川水系、信濃川水系、山国川水系、広渡川水系、最上川水系、荒川水系、紀の川水系、佐波川水系の12水系88河川が特定都市河川に指定されました。また、休泊川水系、仁淀川水系、日高川水系、一宮川水系の4水系46河川の流域水害対策計画が策定されており、今後、特定都市河川における流域の取組が一層期待されます。【別添4】

○ 「NIPPON 防災資産」第2回認定の実施

- 令和6年5月に創設した地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを内閣府防災担当大臣及び国土交通大臣が認定する「NIPPON 防災資産」の制度について、令和7年度は新たに10件（優良

認定：6件、認定：4件）の認定を行いました。【別添5】

(URL：<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>)

○ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

- 令和7年度に市町村管理構想等に位置づけられた地域生活拠点における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備に向けて、令和8年度よりまちづくり連携砂防等事業が新たに山口県下関市で開始されました。【別添6】

○ 関係省庁、流域関係者との連携強化

- 令和8年2月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。

(URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei009.html>)

- 令和7年度は、全国のべ41ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。

(URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000286.html)

- 官民連携により実施している、流域の浸水状況をリアルタイムで把握する浸水センサについて、令和7年度は共通仕様を改定し、浸水センサの利用に関するガイドライン（案）を作成しました。引き続き、全国233の市町村をフィールドとして実証実験を継続します。【別添7】

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000273.html

7. 9地区の先進的なスマートシティプロジェクトの支援を決定 ～令和8年度スマートシティ実装化支援事業の選定～

スマートシティの計画的な実装に向けた取組の一環として、令和8年度のスマートシティ実装化支援事業の公募を行い、スマートシティ実装化支援事業等推進有識者委員会を通じて、先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む9地区の実証事業の支援を決定しました。

～令和8年度スマートシティ実装化支援事業の選定～

- 令和8年度スマートシティ実装化支援事業 支援地区 9地区※
(うち、戦略的スマートシティ実装タイプ※² 3地区)
(うち、都市サービス実装タイプ※³ 6地区)

※1 支援地区の詳細については別紙をご参照ください。

※2 「戦略的スマートシティ実装タイプ」とは、国が定める特定の政策テーマに合致し、実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスについて早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業。

※3 「都市サービス実装タイプ」とは実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスについて早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業。

〔支援地区の例〕

- データを活用した地域資源の可視化と必要な情報に容易にアクセスできる環境を整え、大学や産業拠点と連携した交流・共創を通じて、地域課題を解決するスマートシティサービスを創出するイノベーション創発エリアを形成する。【大阪府 堺市】
- 多様な情報の一元化とサポート体制により自発的・効果的な共創事例をまちの至るところで創出する「柏の葉共創支援プラットフォーム」及びシステム連携によるエリア全体での効率的なエネルギーマネジメントを実現する「統合版エリアエネルギーマネジメントシステム」を構築し、共創エコシステムのまちづくりに取り組む。【千葉県 柏市】

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000210.html